

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 経済産業省 ）

制 度 名	石油化学製品製造用輸入ナフサ等及び農林漁業用輸入 A 重油の石油石炭税 免税措置の延長	
税 目	石油石炭税（租税特別措置法第 90 条の 4、同施行令第 48 条の 6）	
要 望 の 内 容	石油化学製品製造用の輸入ナフサ、LPG、原油(重質 NGL)、ガスオイル(粗 製灯油、粗製軽油)、農林漁業用輸入 A 重油に係る石油石炭税免税措置につ いて、適用期限を 2 年間延長する。	
	減収見込額 (平年度)	- (55,029 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

石油化学産業は国民生活及び産業の各分野に良質な基礎素材を供給する重要な役割を担っている。石油化学製品製造用のナフサ等に係る石油石炭税免税措置を延長することにより、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を確保するとともに、国際競争力確保の観点からも、石油化学用原料の調達条件において諸外国と格差が生じないように国際的なイコールフットイングを確保することを目的とする。

農林漁業用A重油は、我が国の食料安定供給を支える農林漁業の主要生産資材であるため、我が国農林漁業の経営安定化を図る観点から、その税負担を極力軽減することが必要である。

(2) 施策の必要性

石油化学産業は国民生活の向上のみならず、自動車や電気電子といった川下産業の発展にも大きく貢献。石油化学製品の低廉かつ安定的な供給と石油化学産業の発展を確保することは、我が国産業全体の国際競争力の確保及び原料調達条件の国際的イコールフットイングの観点から重要であり、特に国際競争が激化する中において、以下の点に対応した措置が求められる。

欧米をはじめとする諸外国においては、我が国の石油石炭税に類するようなエネルギー関係諸税を非エネルギー消費である石油化学製品製造用原料に対して課していない。他方、石油化学製品は国際流通商品であり、原料調達において諸外国と同等の競争条件を確保することが必要不可欠である。

石油化学製品の生産コストに占める原料費の割合は約8割程度と非常に高く、原料価格の変動は最終製品に対し大きな影響を与える中で、石油石炭税は原料価格の現状約8%程度に相当し、仮に課税されれば、生産コストを大きく押し上げ、利益率が近年平均で3%程度である石油化学産業の経営に大きな影響を与える。また、国際的な価格競争にさらされている輸出製品が大きな打撃を受けるとともに、国内出荷についても、800億円を超える税額を負担することとなり、価格転嫁の困難な中小企業等の幅広い川下産業での負担が厳しくなることから日本の産業全体及び国民生活への影響も深刻。

また、中国を中心とする需要の増加、アジア・中東諸国における大規模な石油化学プラントの新增設の進行に伴い、ナフサ以外の多様な原料を活用する必要性も高まっており、原料調達条件の国際的なイコールフットイングを確保することが必要である。

また、農林漁業は我が国の食料安定供給を支える重要な産業であるため、引き続きその経営安定化及び農林水産品の低廉かつ安定的な供給を図ることが重要であり、以下の観点を考慮し、農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税措置を延長する必要がある。

近年、国民の食生活の多様化により、ますます重要な役割を果たしている野菜等の施設園芸においては、光熱動力コストが生産コストに占める割合が高く、特に光熱動力コストの7～9割を占める農林漁業用A重油に係るコストは、施設園芸農家の経営に大きな影響を与えている。

我が国の漁業生産は総漁船の96%を占める動力漁船に大きく依存しており、沿岸漁船漁業支出の15%を占める動力漁船に用いられるA重油のコストは、零細経営体の多い我が国漁業経営に大きな影響を与えている。

(2) 要望の措置の妥当性

上述のとおり、石油化学製品の生産コストに占める原料費の割合は約 8 割程度と非常に高く、国際競争力の確保のため原料調達条件で諸外国と格差が生じないように国際的なイコールフットィングを確保することが、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給及び我が国石油化学産業・関連産業の発展を確保する上において不可欠である。したがって、引き続き免税措置を延長することが、石油石炭税が原料調達条件に与える悪影響を排除するために適正な方法であり、補助金による補填等に比べて最も効果的かつ効率的な措置である。

また、石油化学産業の競合国であるアジア諸国を始め、欧米等においても、我が国の石油石炭税に類するエネルギー関係諸税を、非エネルギー用途である石油化学製品原料に対して課していない（参考参照）。石油化学製品は国際流通商品であり、原料調達面において競合国との同等の競争条件の確保が不可欠である。更に、課税された場合は、中小企業を始めとする川下産業や国民生活への影響も大きなものとなる。

同様に、農林水産品分野ではマーケットの国際化等に伴って経営環境が激しさを増しており、零細経営体が多い農林漁業家にとって、農林漁業用 A 重油調達に伴う燃料コストは依然として経営上の大きな負担となっている。このため、我が国農林漁業の経営安定化を図るためには、石油石炭税の免税制度により漁業経営者の経営負担を軽減する方法が最も適当な方法であり、補助金による補填等に比べて効率的である。

(参考)

諸外国における石油石炭税関係諸税の課税状況

	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		韓国		シンガポール	
	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用	石化以外	石化用
原油	2,040	免税	無税	課税対象外	無税	課税対象外	無税	課税対象外	有税	免税	無税	課税対象外
揮発油	2,040	免税	有税	課税対象外	有税	課税対象外	有税	課税対象外	有税	免税	有税	課税対象外
灯油	2,040	免税	無税	課税対象外	有税	課税対象外	有税	課税対象外	有税	免税	無税	課税対象外
軽油	2,040	免税	有税	課税対象外	有税	課税対象外	有税	課税対象外	有税	免税	有税	課税対象外
LPG	670	免税	無税	課税対象外	有税	課税対象外	有税	課税対象外	有税	免税	無税	課税対象外

(石油化学工業協会調べ)

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	1 5 ものづくり産業振興 2 5 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
	政策の達成目標	石油化学製品の低廉かつ安定的な供給及び石油化学産業・関連産業の国際競争力及び原料調達条件のイコールフットィングを確保する。 農林漁業用 A 重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業の経営の安定化を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間

	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>平成22年度及び平成23年度において、石油化学原料用ナフサ等の安価な調達を促進することにより、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給及び石油化学産業・関連産業の国際競争力及び原料調達条件のイコールフットディングを確保する。</p> <p>平成22年度及び平成23年度において、農林漁業用A重油の安価な調達を促進することにより、農林漁業用A重油の安定的な供給の確保及び農林漁業の経営の安定化を図る。</p>																																								
	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>(1) 石油化学製品原料用輸入ナフサ・ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に係る関税の免税措置及び農林漁業用輸入A重油に係る関税の無税措置</p> <p>(2) 石油化学製品原料用国産ナフサ・ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)・農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税の還付制度</p> <p>(3) 石油化学製品製造用揮発油に係る揮発油税の免税</p>																																								
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>なし</p>																																								
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>なし</p>																																								
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>政策の達成状況</p>	<p>本税制措置により、石油化学製品の製造用に使用する原油等を引き取る際の石油石炭税が免税され、別紙のとおりの実績および免税額が実現された。結果として、国際競争力及び原料調達条件のイコールフットディングの確保及び石油化学製品の低廉かつ安定的供給につながっている。</p>																																								
	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>本税制措置の適用による負担軽減(減税)及び免税数量の状況は以下のとおり。</p> <p>免税額</p> <table border="0"> <tr> <td>平成18年度</td> <td>589億円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>556億円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>468億円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>533億円(見込み)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>免税数量</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(ナフサ等)</td> <td>(LPG)</td> <td>(農林漁業用A重油)</td> </tr> <tr> <td>(千KL)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>28,393</td> <td>836</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>26,746</td> <td>874</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>21,805</td> <td>1,858</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>25,482</td> <td>960</td> <td>135</td> </tr> </table>	平成18年度	589億円			平成19年度	556億円			平成20年度	468億円			平成21年度	533億円(見込み)				(ナフサ等)	(LPG)	(農林漁業用A重油)	(千KL)				平成18年度	28,393	836	84	平成19年度	26,746	874	38	平成20年度	21,805	1,858	135	平成21年度	25,482	960	135
	平成18年度	589億円																																								
平成19年度	556億円																																									
平成20年度	468億円																																									
平成21年度	533億円(見込み)																																									
	(ナフサ等)	(LPG)	(農林漁業用A重油)																																							
(千KL)																																										
平成18年度	28,393	836	84																																							
平成19年度	26,746	874	38																																							
平成20年度	21,805	1,858	135																																							
平成21年度	25,482	960	135																																							
<p>租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等</p>	<p>本税制措置により、石油化学製品の製造用に使用する原油等を引き取る際の石油石炭税が免税され、国際競争力及び原料調達条件のイコールフットディングの確保及び石油化学製品の低廉かつ安定的供給が図られている。</p>																																									

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成20年度及び平成21年度において、本税の免税により石油化学製品の低廉かつ安定的な供給及び農林漁業の経営の安定化を図る。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成20年度及び平成21年度において、石油化学製品の製造用に使用される石油化学原料用ナフサ等及び農林漁業用A重油の安定供給により、石油化学産業の国際競争力及び原料調達条件のイコールフットイングの維持及び農林水産業の経営安定化が図られた。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>(石油化学製品製造用輸入ナフサ等)</p> <p>昭和53年 本税創設 石油化学製品等製造用輸入ナフサに係る免税措置の創設 (1年毎に免税措置を延長)</p> <p>昭和59年 石油化学製品等製造用輸入LPGに係る免税措置の創設 (1年毎に免税措置を延長)</p> <p>昭和61年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPGに係る本税を2年間の免税措置として延長</p> <p>昭和63年 同上</p> <p>平成2年 同上</p> <p>平成4年 同上</p> <p>石油化学製品製造用輸入原油(重質NGL)に係る免税措置の創設</p> <p>平成6年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油(重質NGL)に係る本税を2年間の免税措置として延長</p> <p>平成8年 同上</p> <p>平成10年 同上</p> <p>平成12年 同上</p> <p>平成14年 同上</p> <p>平成16年 同上</p> <p>石油化学製品製造用輸入ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に係る免税措置の創設</p> <p>平成18年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油(重質NGL)・ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に係る本税を2年間の免税措置として延長</p> <p>平成20年 同上</p> <p>(農林漁業用輸入A重油)</p> <p>昭和53年度 本税創設(石油税3.5%(従価税))</p> <p>昭和59年度 (石油税4.7%(従価税))</p> <p>昭和63年度 (石油税2,040円/KL(従量税))</p> <p>平成15年度 (石油石炭税2,040円/KL(従量税))</p>